

経済産業省大臣 梶山弘志 様

総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会  
新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループ  
座長 高村ゆかり 様

## 喜多地区におけるバイオマス発電所立地計画に関する要望書

令和2年1月30日

舞鶴西地区の環境を考える会  
代表 森本隆

京都府舞鶴市喜多地区にて計画されているパーム油を燃料としたバイオマス発電所（以下、舞鶴パーム油発電所）は「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下、FIT制度）」を前提としています。現在、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループ（以下、持続可能性WG）では、FIT制度におけるバイオマス燃料としてパーム油を認定することの是非や、当面認定を取り消せないとして暫定的にその持続可能性を確認する方法等について議論されていることと存じます。そうした状況の中で、舞鶴パーム油発電所においても当初想定されていた状況とは異なり、地球環境や生産国の環境負荷を考慮した持続可能性の確認が必要になっているものと考えます。特に舞鶴パーム油発電所は京都府が土地提供を行い、また情報公開の結果、計画の初期段階から自治体が深く関与していることが明らかになっています。したがって、貴 持続可能性WGの示される新たな基準や確認事項を徹底し、事業の公共性と情報の透明性についてモデル的に事業停止も含めた本質的な見直しを行う社会的責任を有している事業であると考えます。

私たちは、日本で真に気候変動抑制とエネルギー自給率向上に寄与するFIT制度を実現してゆくため、下記のように見直すよう強く要望いたします。

## 1. ライフサイクル温室効果ガス（GHG）排出量試算値の提出を求める

パーム油は、貴 持続可能性 WG からの中間報告にもある通り、液化天然ガスよりも多くの GHG 排出が見込まれる燃料です。特に生産地において泥炭地破壊問題に関われば、代替対象である石炭火力又は石油火力よりもライフサイクル GHG 排出量が多くなることが確認されています。したがって、各事業において丁寧に GHG 排出量を確認し続けることが、FIT 制度として認定するうえでは欠かせないことだと考えます。

舞鶴パーム油発電所において、これまで GHG 排出量試算値は公開されておらず、こうした試算がされないまま計画が実施されることは大きな問題です。貴 持続可能性 WG から舞鶴パーム油発電所事業者に対して、ライフサイクル GHG 排出量の試算値提出と、その情報公開を早急に求めるべきです。

## 2. 原材料の持続可能性証明の提出を求める

貴 持続可能性 WG の中間報告も踏まえ、舞鶴パーム油発電所事業者は原料として持続可能なパーム油のための円卓会議（以下、RSP0）認証におけるセグリゲーション（以下、SG）以上の持続可能性に関する認証を RSP0 から得られるものに限って使用することを約束しました。

SG 以上の認証油は、当初予定されていた原材料よりも入手困難で価格の高い燃料となることが予想されます。そうした条件下で安全に安定した稼働を継続できるのかどうか、改めて貴 持続可能性 WG から舞鶴パーム油発電所事業者に対して確認し、根拠資料の提出とその情報公開を早急に求めるべきです。

## 3. 以上を踏まえた事業再検討を行い、FIT 認定の是非を改めて判断する

以上の結果を踏まえ、貴 持続可能性 WG において改めて、舞鶴パーム油発電所が気候変動抑制のために再生可能エネルギーの主流化を図ることに寄与し得る事業であるかどうかと、持続可能性を考慮してより良い制度となった現状の基準に合致するものであるかを検討し直し、FIT 制度としての認定を取り消すことも視野に、強い姿勢で判断し直すべきです。

舞鶴西地区の環境を考える会

代表 森本隆

TEL : 0773-78-1807

E-mail : info@maizuru-palm.org